

第 2 節 賃金の動向

●就業形態計の現金給与総額は 5 年連続で増加、前年比は 2 年連続で 2 % 台

労働者一人当たりの賃金である現金給与総額³（名目）の推移をみると、2025 年の就業形態計の現金給与総額は、前年比 2.3% 増加と 5 年連続で増加し、さらに 2 年連続で 2 % 台となった（第 1-(3)-7 図（1）、（2））。

就業形態別にみると、一般労働者の現金給与総額は、所定内給与と特別給与の増加がけん引し、前年比 2.9% の増加となった。パートタイム労働者の現金給与総額は、特に所定内給与の増加が影響し、前年比 2.3% の増加となった。

パートタイム労働者の時給は、過去 10 年間でみても、2016 年の 1,085 円から一貫して増加傾向にあり、2025 年は前年比 3.8% 増加の 1,394 円となり、2016 年と比較すると、309 円の増加となった（第 1-(3)-8 図）。この背景の一つには、最低賃金の上げが考えられる。地域別最低賃金の全国加重平均額は増加傾向で推移しており、2015 年の 798 円から 2025 年には 1,121 円と 10 年間で 323 円増加した⁴。

また、現金給与総額（名目）の前年同月比をみると、48 か月連続で増加となった。就業形態別にみると、一般労働者は 57 か月連続増加、パートタイム労働者は 54 か月連続増加となった。現金給与総額の変動を要因別にみると、一般労働者の所定内給与の伸びがけん引した⁵（第 1-(3)-9 図）。

さらに、産業別⁶にみると、「運輸業、郵便業」を除く産業において、現金給与総額は増加した（第 1-(3)-10 図）。事業所規模別にみると、2023 年、2024 年に続き、2025 年も全ての事業所規模において現金給与総額は増加し、特に事業所規模「30～99 人」と「5～29 人」において、2 年連続で前年比が 2 % 以上の上昇となるなど、全体として力強い動きとなった（第 1-(3)-11 図）。

3 「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与（以下「定期給与」という。）」と「特別に支払われた給与（以下「特別給与」という。）」の合計額である。「定期給与」とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与を指し、「所定内給与」と、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与、休日労働、深夜労働に対して支給される給与である「所定外給与」の合計額である。一般的に、「所定内給与」は、一般労働者において短期間で大幅な増減がみられることはあまりないが、「所定外給与」は所定外労働時間の変動に従って増減することから、企業の経済活動の状況等を反映して増減する。「特別給与」とは、賞与、期末手当等の一時金等や諸手当、あらかじめ就業規則等による定めのない突発的な理由等に基づき支払われた給与等の合計額を指し、企業の業績に従って大きく変動することから、経済の動向を反映して水準が変動する傾向にある。

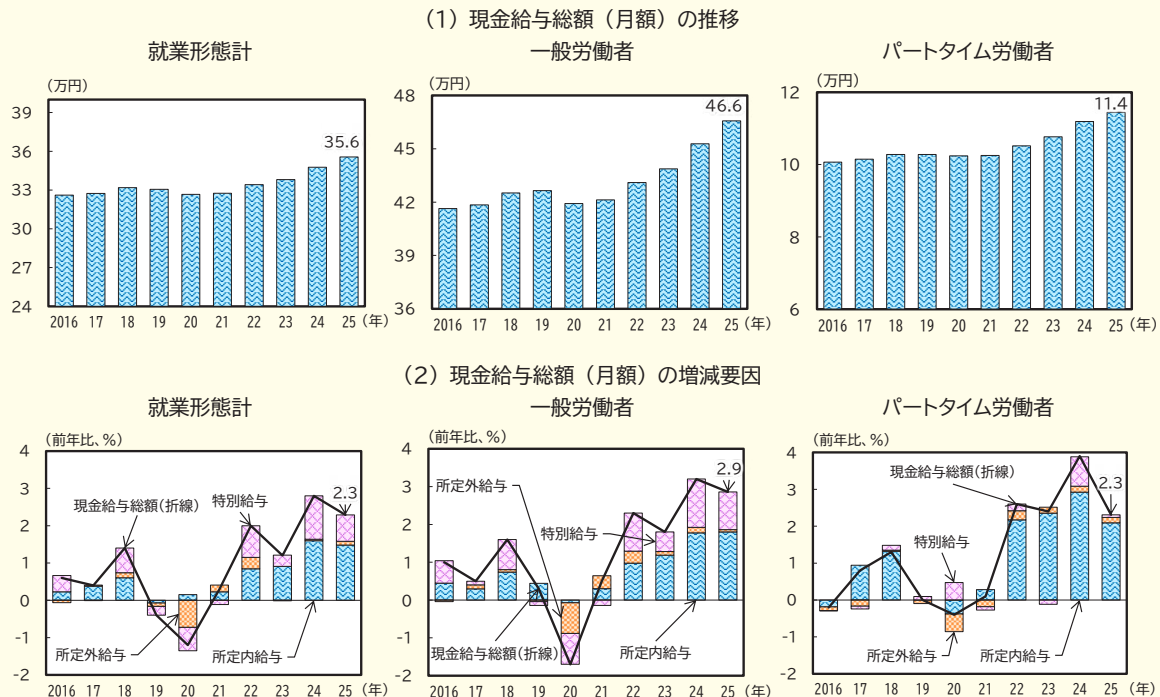
4 厚生労働省（2023）によると、最低賃金 1 % の上げは、パートタイム労働者下位 10 % の賃金を 0.8 %、中位層においても 0.7 % 程度引き上げる可能性がある。

5 厚生労働省「賃金引き上げ等の実態に関する調査」の「賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素」をみると、各年とも最も高い要素は「企業の業績」であり、2025 年は 41.8 % となっている（付 1-(3)-1 図）。一方、「雇用の維持」と「労働力の確保・定着」を合わせた割合をみると、2019 年の 16.4 % から 2025 年は 27.3 % と上昇傾向にある。厚生労働省（2024）でも道路・旅客運送業における小規模事業所の賃上げは、人材確保のため、あるいは人材の流出を防ぐための防衛的賃上げの可能性があると分析しており、同様の動きが広がっていることも考えられる。

6 本節で産業に着目する場合は、「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」を中心に確認することとする。

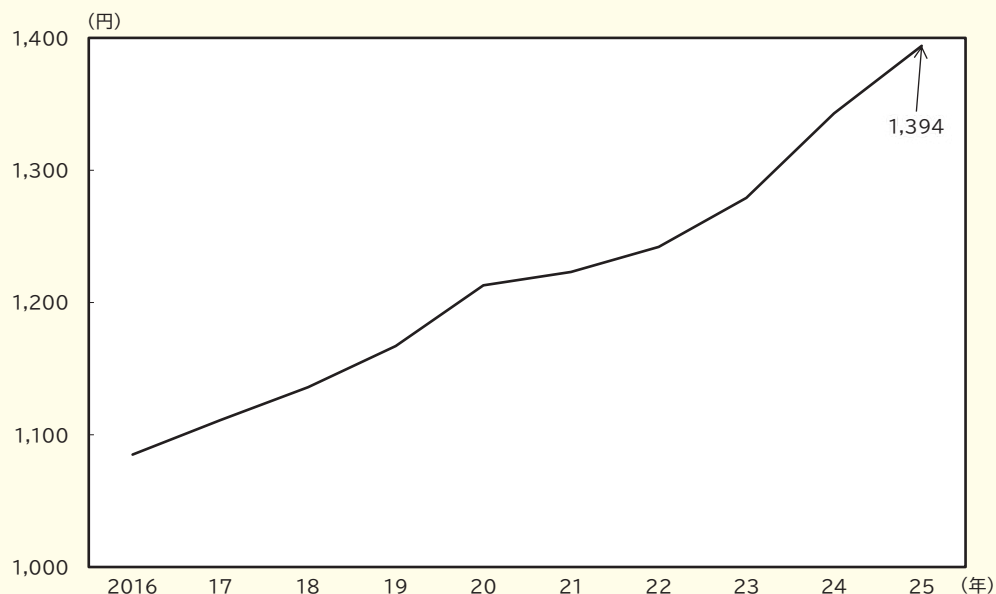
第1-(3)-7図 就業形態別でみた現金給与総額の推移

○ 就業形態計の現金給与総額は5年連続で増加。



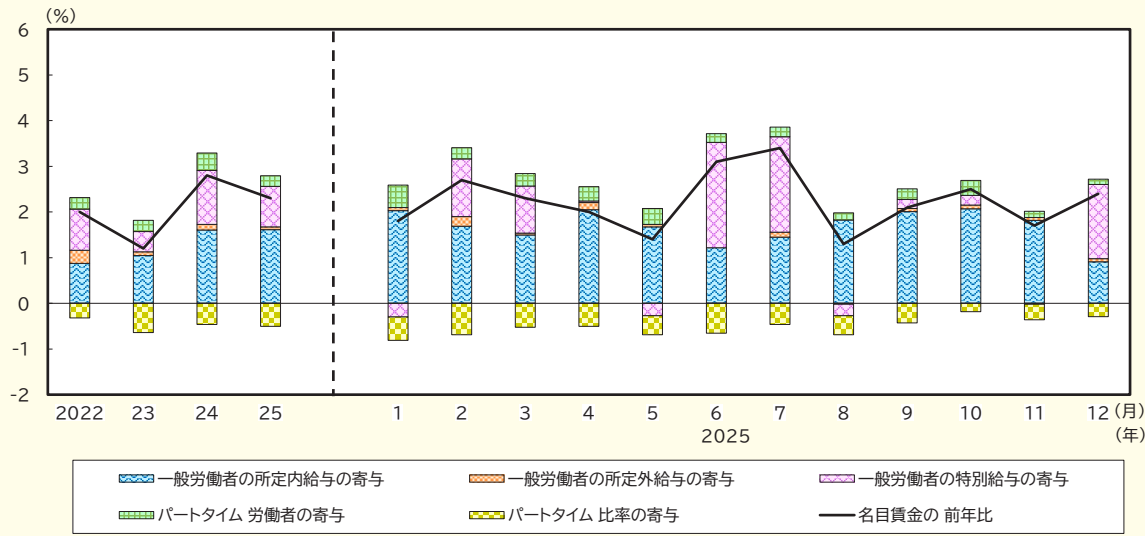
第1-(3)-8図 パートタイム労働者の時給の推移

○ パートタイム労働者の時給は増加傾向。



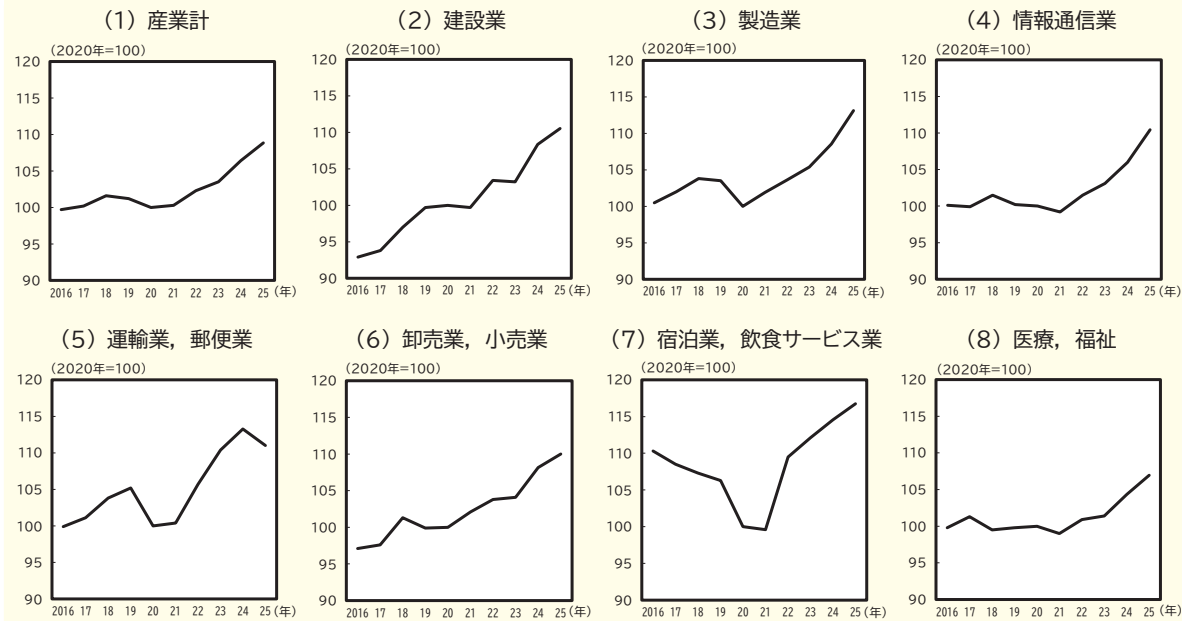
第1-(3)-9図 名目賃金（現金給与総額）の前年比、前年同月比の寄与度分解

○ 2025年の名目賃金（現金給与総額）の伸びは、主に一般労働者の所定内給与がけん引。



第1-(3)-10図 産業別でみた現金給与総額の推移

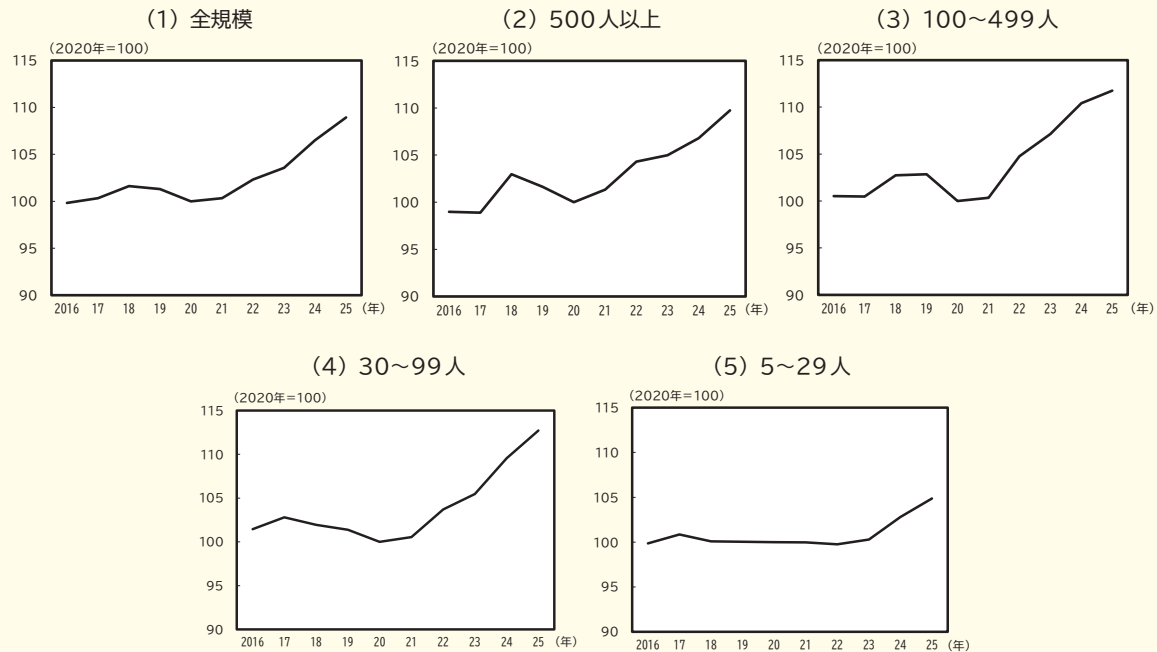
○ 2025年の産業別でみた現金給与総額は、「運輸業、郵便業」を除く産業で増加。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
(注) 1) 事業所規模5人以上の値。
2) 2024年の指数については、2023年の指数に（1＋2024年の対前年比伸び率）を乗じ、2025年の指数については、左記のとおり算出した2024年の指数に（1＋2025年の対前年比伸び率）を乗じることで算定。
このため、毎月勤労統計調査の公表値の増減とは一致しない場合がある。

第1-(3)-11図 事業所規模別でみた現金給与総額の推移

○ 事業所規模別でみた現金給与総額は、2025年は全ての事業所規模で増加の動き。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) 調査産業計の値。

2) 「(1) 全規模」は事業所規模5人以上の値。

3) 2016年から2023年の指数については、公表実数値を基準数値(2020年)で除した後100を乗じること
で算出。2024年の指数については、左記のとおり算出した2023年の指数に、 $(1 + 2024\text{年の公表実数値} / \text{令和6年の賃金・労働時間等の前年比の算定に用いる参考値} - 1)$ で除して算出した2024年の対前年比伸
び率)を乗じ、2025年の指数については、左記のとおり算出した2024年の指数に $(1 + 2025\text{年の対前年} / \text{対前年比伸び率})$ を乗じること
で算定。このため、毎月勤労統計調査の公表値の増減とは一致しない場合がある。

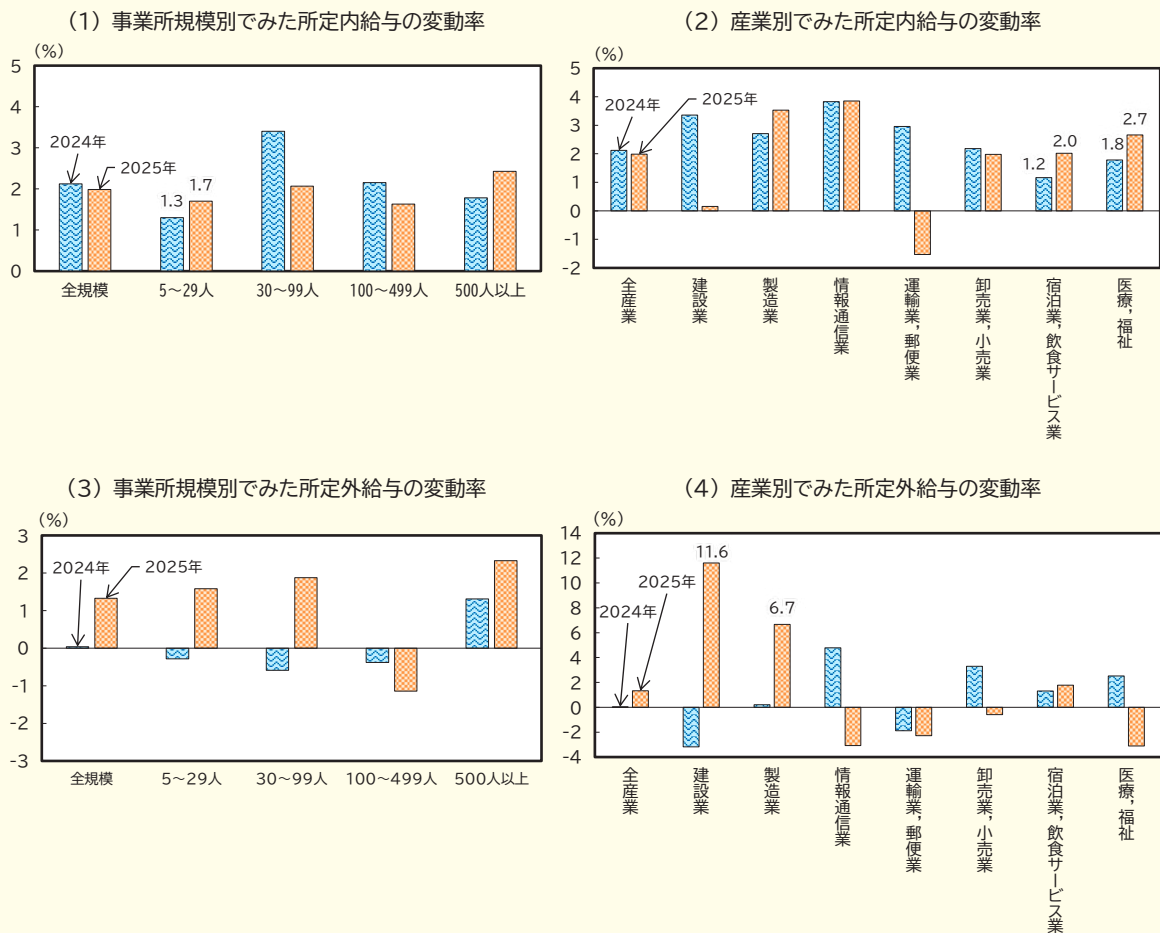
●所定内給与は全ての事業所規模で前年から増加、産業別では幅広い産業で前年比2%を超える伸び

事業所規模別にみると、2025年の所定内給与は、2024年に続き、全ての事業所規模において増加した（第1-(3)-12図）。特に事業所規模「5～29人」をみると、2025年の所定内給与の伸び率は1.7%となり、2024年の1.3%と比較し、0.4%ポイントの上昇となった。また、事業所規模「30～99人」の同率は2.1%となり、2024年に続き、伸び率が2%以上となった。産業別にみると、2025年の所定内給与は、「運輸業、郵便業」を除く産業において増加し、幅広い産業で前年比2%を超える伸び率となった。

また、事業所規模別にみると、2025年の所定外給与は、事業所規模「100～499人」を除き増加した。2025年の所定外給与の伸び率を産業別にみると、「建設業」が11.6%、「製造業」が6.7%となった。

第1-(3)-12図 所定内給与と所定外給与の変動率

- 2025年の事業所規模別でみた所定内給与は全ての事業所規模で前年から増加、産業別では幅広い産業で前年比2%を超える伸び率。



資料出所 厚生労働省「毎月労働統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 2024年は「令和6年の賃金・労働時間等の前年比の算定に用いる参考値」を用いて変動率を算定。

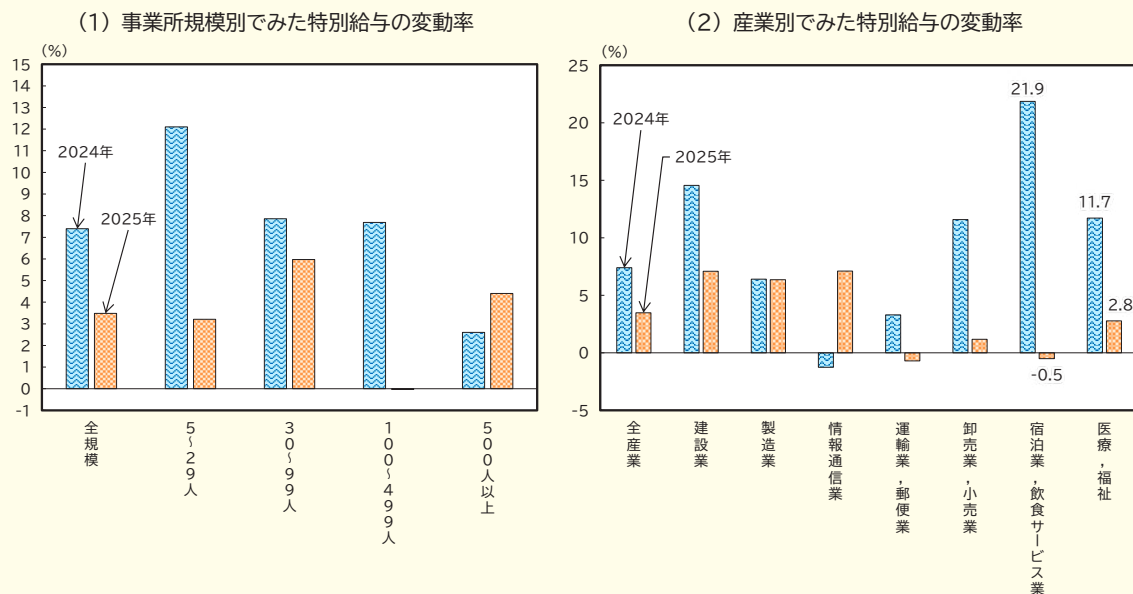
●特別給与は、事業所規模別や産業別で幅広く前年から増加

事業所規模別で特別給与（本節では各年の6月から8月、11月から12月における「特別に支払われた給与」を合計したものをいう。）をみると、「100～499人」を除く事業所規模において前年比プラスとなった。事業所規模「5～29人」をみると、2025年の特別給与は前年比3.2%増加となり、2024年ほどではないものの、プラスとなった。また、事業所規模「30～99人」をみると、2025年の特別給与は前年比6.0%増加となり、他の事業所規模よりも高い伸びとなった（第1-(3)-13図）。産業別にみると、好調な企業収益を背景に、2025年の特別給与は幅広い産業において前年比プラスとなった。

所定内給与と特別給与の動向の関係をみると、2024年は、所定内給与が2%台の増加、特別給与が7%台の増加となり、特別給与の伸び率が上回っていたものの、2025年は、所定内給与が引き続き2%台の増加、特別給与が3%台の増加となり、おおむね同水準の伸び率となった。同様の傾向は個別の産業でもみられる。例えば、「宿泊業、飲食サービス業」では、特別給与の変動率が、2024年の21.9%増加から2025年は0.5%減少となったものの、所定内給与の変動率が、2024年の1.2%増加から2025年は2.0%増加となり、伸び率が上昇した。また、「医療、福祉」では、特別給与の伸び率が、2024年の11.7%増加から2025年は2.8%増加となったものの、所定内給与の伸び率は2024年の1.8%増加から2025年は2.7%増加となり、上昇した。

第1-(3)-13図 特別給与の変動率

- 2025年の特別給与は、「100～499人」を除く事業所規模で前年から増加、産業別では幅広い産業で前年から増加。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 2024年は「令和6年の賃金・労働時間等の前年比の算定に用いる参考値」を用いて変動率を算定。
2) 各年の6～8月、11～12月における「特別に支払われた給与」を合計したもの。

●実質賃金は、名目賃金の力強い伸びの一方で、約30年ぶりの継続的かつ高水準な物価上昇の結果、4年連続減少

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化した2025年の現金給与総額（以下「実質賃金」という⁷。）を年次でみると、前年比1.3%減少と4年連続で減少した（第1-(3)-14図）。就業形態別でみると、2025年の実質賃金は、一般労働者が前年比0.7%減少、パートタイム労働者が前年比1.3%減少となり、いずれもマイナスとなった。2024年には一般労働者、パートタイム労働者ともに、実質賃金の変動率がマイナスから脱したが、2025年には2年ぶりにともにマイナスとなった。なお、消費者物価指数（総合）で実質化した2025年の現金給与総額は、就業形態計で0.8%減少と2年ぶりにマイナスとなった。

2025年の実質賃金を月次でみると、12か月連続でマイナスとなった（第1-(3)-15図）。就業形態別でみると、一般労働者の実質賃金は6月に横ばい、7月と12月にプラスとなった以外の月においてマイナスとなり、パートタイム労働者の実質賃金は12か月連続でマイナスとなった。なお、消費者物価指数（総合）で実質化した場合でも、7月と12月を除いてマイナスとなった⁸。

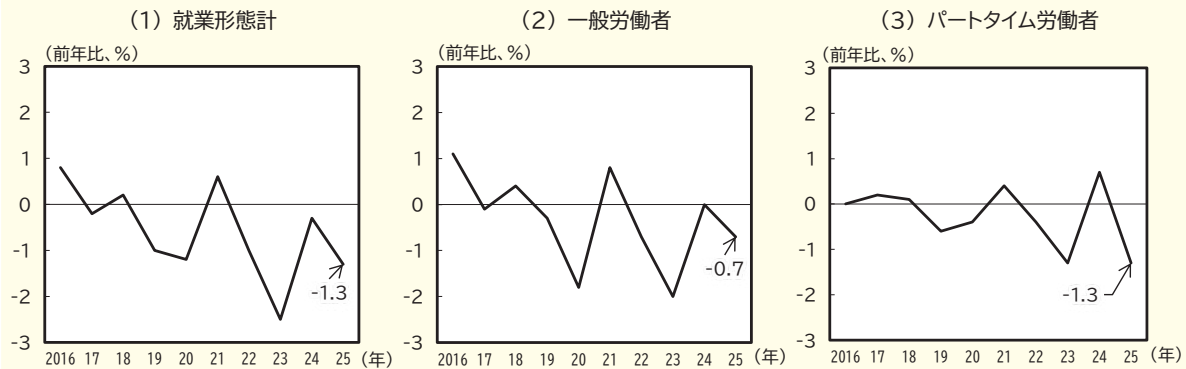
現金給与総額（名目）の前年比は、2022年に30年ぶりに2%増加となり、2024年と2025年も2%台での推移が続いたが、同時に消費者物価指数がそれを上回って上昇し、結果として、2022年から実質賃金はマイナスが続いている。実質賃金の変動を寄与度分解すると、2022年から2025年にかけて、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）のマイナス寄与が3%ポイント台で推移した（第1-(3)-16図）。複数年連続で消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）が3%以上となったのは、1990年と1991年以来、およそ30年ぶりのことである。また、実質賃金の変動要因を月次でみると、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）のマイナス寄与は、2025年の1月から5月にかけて4%ポイント台、同年6月から11月に3%ポイント台で推移した。

7 以下、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化した現金給与総額を「実質賃金」というが、消費者物価指数（総合）で実質化した現金給与総額についても言及することがあり、その場合は、両者を区別可能な記載とする。

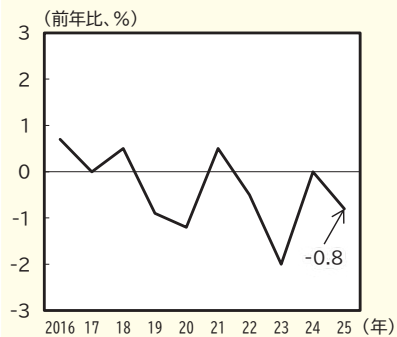
8 2026年3月確報公表時点では、名目賃金が引き続き強い伸びを示しているとともに、食料品価格を中心に物価の上昇に鈍化がみられたことから、実質賃金について、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化した場合は3か月連続でプラス、消費者物価指数（総合）で実質化した場合は4か月連続でプラスとなっている。

第1-(3)-14図 実質賃金（年次）の推移

○ 就業形態計の実質賃金（年次）は、物価上昇により4年連続で減少（消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化。）。



(4) 実質賃金（「総合」で実質化）の推移（年次）

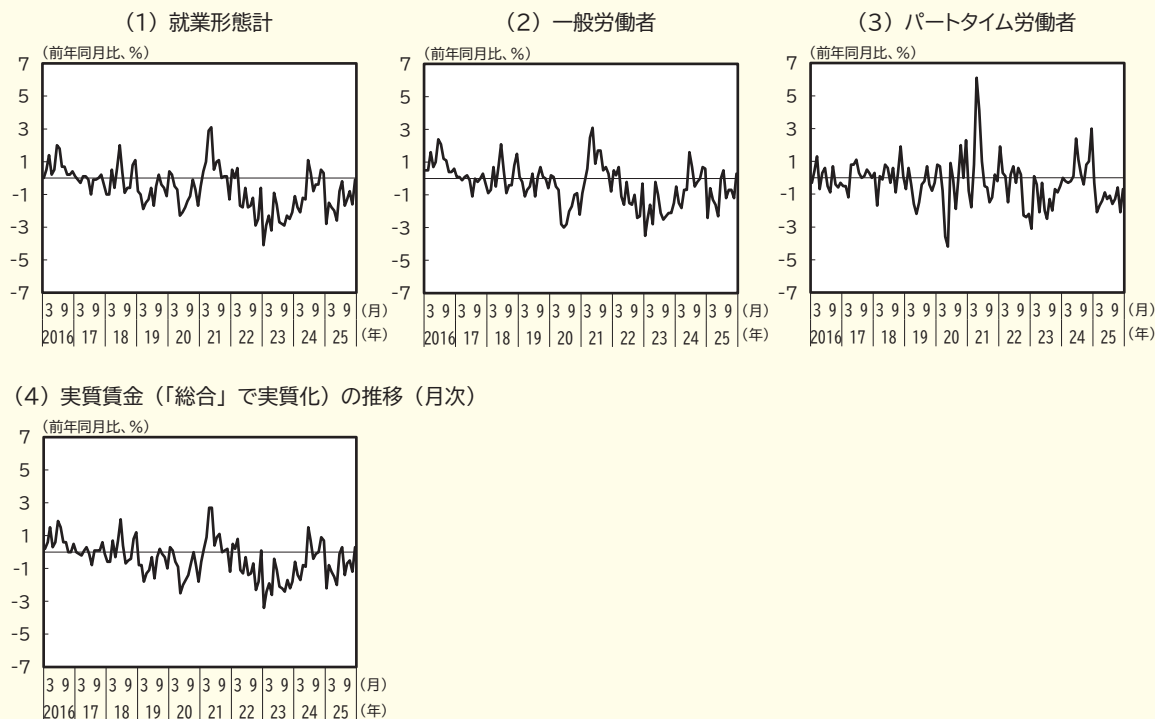


資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値。
 2) 「毎月勤労統計調査」「消費者物価指数」は、いずれも2020年基準の数値
 3) 実質賃金は、(1)～(3)は現金給与総額を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出、(4)は消費者物価指数（総合）で除して算出。

第1-(3)-15図 実質賃金（月次）の推移

○ 2025年の就業形態計の実質賃金（月次）は、12か月連続で減少（消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化）。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

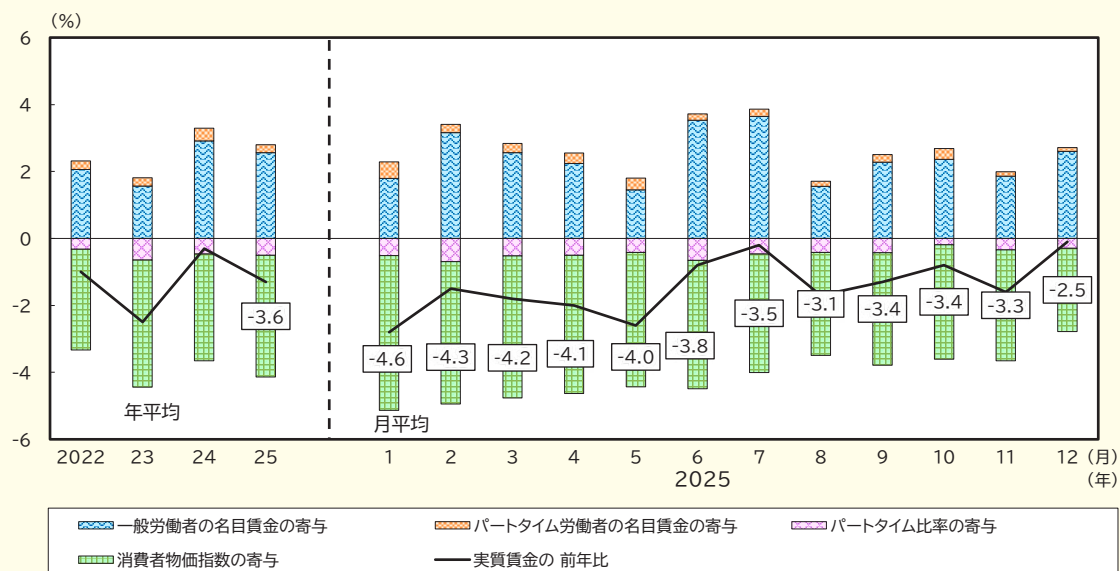
(注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値。

2)「毎月勤労統計調査」「消費者物価指数」は、いずれも2020年基準の数値。

3) 実質賃金は、(1)～(3)は現金給与総額を消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で除して算出、(4)は消費者物価指数(総合)で除して算出。

第1-(3)-16図 実質賃金（前年比、前年同月比）の寄与度分解

○ 2025年は、物価が高水準で推移したことにより、実質賃金は12か月連続で減少。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値。

2) 実質賃金は、名目賃金（現金給与総額）を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出。

●労働分配率は、企業の資本金規模にかかわらず、ほぼ横ばい

マクロ経済における労働分配率⁹は、賃金が景況の動きよりも遅れて変動する傾向があることから、好況時の初期には低下し、不況時の初期には上昇しやすいことに留意が必要である。

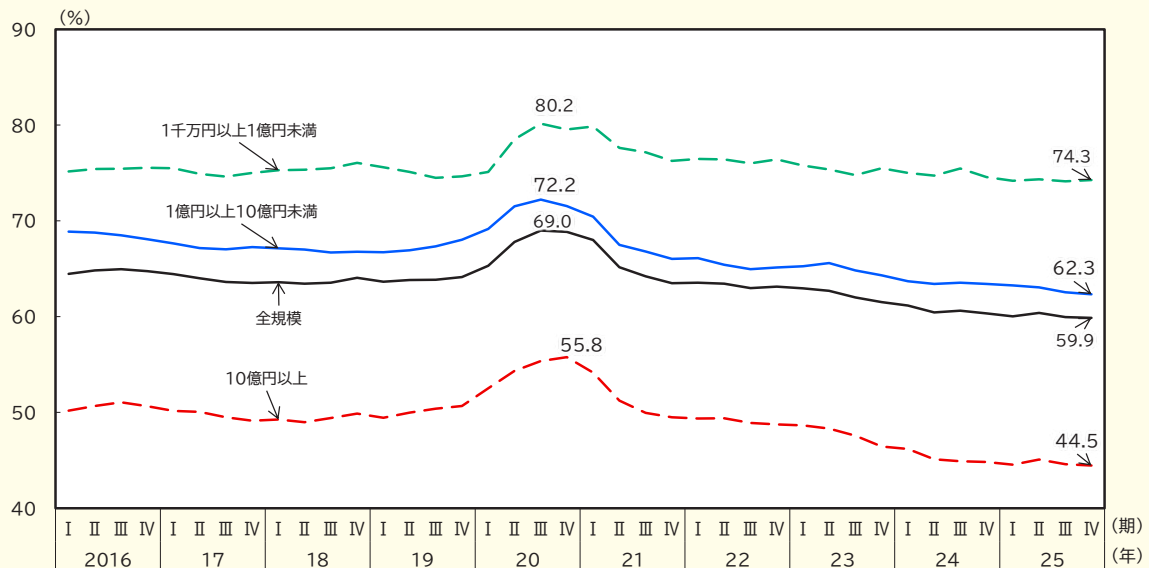
資本金別で労働分配率¹⁰をみると、資本金規模が大きいほど労働分配率が低くなっている（第1-(3)-17図）。2020年は、感染症拡大による景気後退の影響により企業収益が悪化し、労働分配率が大幅に上昇した¹¹ものの、翌年以降は、経済社会活動の活発化に伴い、企業収益が改善し、労働分配率は低下傾向となった。2025年は、2024年に続き、いずれの資本金規模の企業でも労働分配率は、ほぼ横ばいで推移した。

産業別にみると、労働分配率¹²は、労働集約的な産業ほど高い傾向にある（第1-(3)-18図）。これは、サービス提供を担う労働者を多く雇用する必要があるため、付加価値の多くが人件費に分配されるためである。2025年第IV四半期（10—12月期）の労働分配率（後方4四半期移動平均）の水準は、「医療、福祉業」が87.7%、「建設業」が66.8%、「情報通信業」が58.7%となるなど、産業別にばらつきがみられるが、その推移をみると、2025年は幅広い産業でほぼ横ばいとなった。

-
- 9 労働分配率とは、企業の経済活動によって生み出された付加価値のうち、労働者がどれだけ受け取ったのかを示す指標である。労働者への分配が大きければ上昇することに加え、分母となる付加価値、特に営業利益は景気に応じて変化の度合いが大きいことから、景気拡大局面においては低下し、景気後退局面には上昇する特徴もある。内閣府「国民経済計算」又は財務省「法人企業統計」から算出する方法が一般的であるが、統計により付加価値の水準やトレンドが異なることから、労働分配率は一定の幅を持ってみる必要がある。労働分配率の様々な定義は、厚生労働省（2023）を参照。なお、ここでは、資本金規模別や産業別の動向及び景気局面の動向に着目して分析を進めていくため、財務省「法人企業統計調査」の四半期別調査により算出した労働分配率（分母の付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費）を用いる。なお、数値の動きは後方4四半期移動平均を用いている。
- 10 資本金規模が小さい企業ほど、付加価値額が少ないことから労働分配率が高くなる傾向がある。中小企業の賃上げの動向が注目されているが、中小企業の労働分配率が高い要因の一つに付加価値額が低いことが考えられる。
- 11 企業の利益が減少した場合、企業は利益の減少割合ほど、従業員や役員の給料等を減少させない傾向にあることから労働分配率が上昇する。
- 12 労働分配率は産業による水準の差異が大きく、長期的には産業構造の変化が労働分配率に影響することにも留意する必要がある。

第1-(3)-17図 資本金規模別でみた労働分配率の推移

○ 2025年の労働分配率は、企業の資本金規模にかかわらず、ほぼ横ばいで推移。



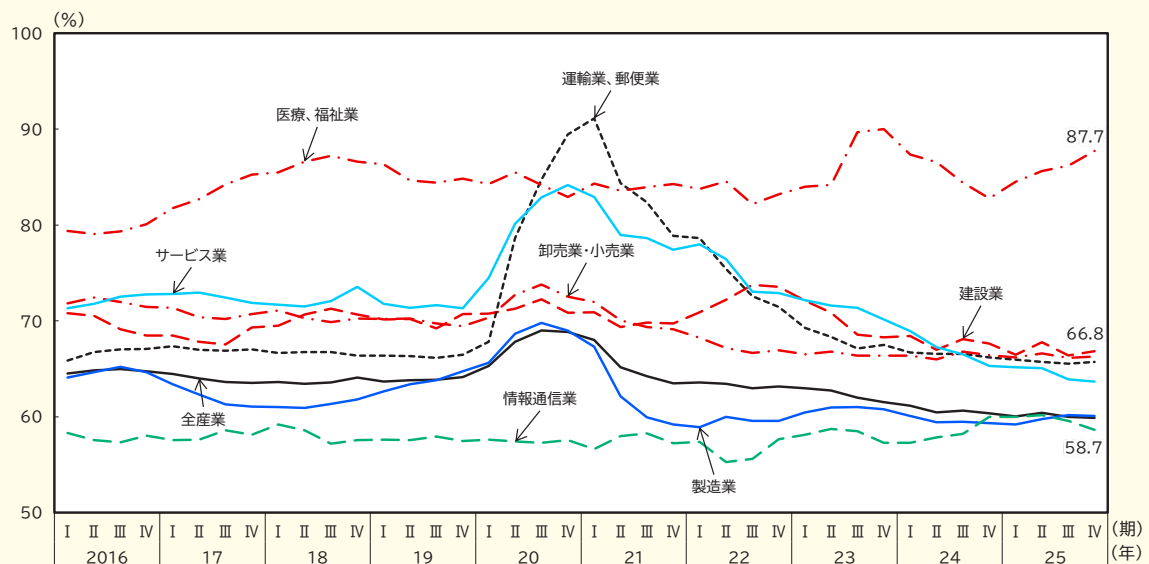
資料出所 財務省「法人企業統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) 「金融業、保険業」を含まない。データは、後方4四半期移動平均を使用。

2) 労働分配率＝人件費÷付加価値額、人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。
付加価値額（四半期）＝営業利益＋人件費＋減価償却費。

第1-(3)-18図 産業別でみた労働分配率の推移

○ 産業別の労働分配率をみると、産業により労働分配率の水準は様々であるが、幅広い産業でほぼ横ばい。



資料出所 財務省「法人企業統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) データは、後方4四半期移動平均を使用。

2) 「全産業」は「金融業、保険業」を除く全産業の数値。

3) 労働分配率＝人件費÷付加価値額、人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。
付加価値額（四半期）＝営業利益＋人件費＋減価償却費。

4) 「サービス業」は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の「サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」を指す。